

中国の損害賠償請求の判断に関する裁判例

－「コンポーネント表示処理方法およびユーザデバイス」事件－

H27.12.22 判決 福建省高等裁判所：(2017)閩民終 501 号

原審判決取消請求事件：請求棄却

概要

原審判決の結論が維持され、権利侵害の事実及び高額な損害賠償額が認められた事例。

特許請求の範囲

【請求項1】

モバイル端末は、コンポーネントが処理待ち状態にあることを示す指示情報を得ることと、

表示領域が縮小された後の未占有領域に表示画面がコンテナの隠れ領域を表示するように、前記指示情報に従って、前記コンテナ中の前記表示画面上に表示された前記表示領域に対して縮小処理を実施することと、を含むコンポーネント表示処理方法であって、前記コンテナが、コンポーネントを収容するための前記表示領域および前記隠れ領域を含む、コンポーネント表示処理方法。

事件の経緯

控訴人（原審原告）の華為端末有限公司（ファーウェイ）は、原審判決には誤りがあるということで二審まで控訴した。

控訴人（原審被告）の惠州サムスン電子有限公司、天津サムスン通信技術有限公司及びサムスン（中国）投資有限公司3社は、原審判決取消を求めて控訴した。

被控訴人（原審被告）は、福建泉州市華遠電訊有限公司及び泉州鵬潤国美電器有限公司である。

ファーウェイ（控訴人・原審原告）は、「コンポーネント表示処理方法およびユーザデバイス」と称する特許権（2010年1月28日に出願され、2011年6月15日に登録された特許番号：第201010104157.0号、以下は、「本特許」という場合もある）の所有者であり、被告の惠州サムスン電子有限公司等の行為が当該特許権を侵害すると主張し、損害賠償を求めた。福建省泉州市中級人民裁判所（原審）は、原告の請求を認容し、被告らに対して被疑侵害製品の侵害行為の即時停止、原告の経済損失8000万元及び弁護士費用を含む合理的支出50万元の支払いを命じる判決をなした。

取消事由

- 1 ファーウェイは、一審判決に漏れた侵害製品SM-J7108の追加を求めた。
- 2 サムスン3社は、請求項文言解釈の誤り、権利侵害認定の誤り、高額賠償金認定の誤り、などを主張し、判決取消を求めた。

主な争点

- 1 権利侵害の主体について
- 2 権利侵害の責任について

原審裁判所の判断

モバイル端末の価値は、使用している特許価値の単なる加算ではない。・・・（略）・・・本特許は、モバイル端末GUIに関するコア特許であり、本特許の利用によって、ユーザが簡単に所定APPのアイコンを複数の分割スクリーン内に移動させたりアレンジしたりすることができる。・・・（略）・・・本特許は非標準必須特許であるが、・・・（略）・・・サムスンの数多くのスマートモバイル端末に利用され、マーケティングにおいて本特許が十分に認められていることが分る。従って、本特許には極めて高い創造力を有し、モバイル端末のスマート化に対し大きな貢献をもたらしたと認められる。

要するに、原告、被告の誰でも権利者の実際の損失、又は、権利侵害者が権利侵害の行為によって取得した非法利益を証明することができないので、「中華人民共和国特許法」に規定の法定賠償方式により賠償額を確定すべきである。被告のサムスン3社の被疑モバイル端末の販売所得利益区間に関する上記分析からわかるように、3被告の権利侵害行為により原告にもたらした損失は、「中華人民共和国特許法」に規定の法定賠償の最高限度額をはるかに超える。仮に機械的に法定賠償の最高限度額の規定を適用すれば、明らかに「中華人民共和国特許法」第一条の「特許権者の合法的な権利を保護すること、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進すること」という原則に反し、社会の公平及び市場の競争秩序を害することとなる。

従って、全証拠の審査状況に基づき、以下の要因を総合的に考慮した上、原告が主張した被告のサムスン3社に対する8000万元の経済賠償金を命じることをサポートする。1. 本特許は有効期限内の発明特許であり、創新力は高い。2. 本特許は非標準必須特許であるが、モバイル端末のスマート化に対し大きな推進力をもたらした。3. 被告は共同で権利侵害行為を行うには主観的悪意がある。4. 3被告はスマートモバイル端末の製造、販売分野に全世界のリーダ的地位にあり、販売した侵害被疑品のタイプ、数量は多く、その継続期間も比較的長く、

販売金額及び取得した利益も巨額であり、法定賠償の最高限度額（※専利法65条2項で定める最高限度額）以上、賠償額を合理的に情状酌量した上確定すべきである。

原審判決：①被告に対し被疑侵害製品の侵害行為の即時停止、②原告の経済損失8000万元、侵害行為を制止するために支払った合理的な支出50万元、及び訴訟費用444300元の支払命令。

二審裁判所の判断

1 権利侵害の主体について

本特許は、操作ステップの方法特許ではなく、モバイル端末におけるコンポーネント表示処理方法であるので、ユーザが長押しなどの操作をすることは、権利侵害の行動とは言えない。惠州サムスン、天津サムスンは、侵害被疑品の製造工程において、**該当する機能モジュールを設置し、該当するソフトウェアのコマンドをモジュールに予め実装することは、特許方法を利用して権利侵害製品を製造する行動であるため、特許方法を使用しておらず権利侵害にならない主張が認められない。**

2 権利侵害の責任について

本特許の出願日は2010年1月28日で、当時スマートモバイルがまだ普及されておらず、ユーザも分割スクリーンのことをよく分らず、本特許は創造的に「コンポーネントを長押しして画面を縮小する」ことを案出し、簡単な操作で、消費者をガイドしながら分割スクリーンの利用をうまくさせることができる。従って、原審で本特許は、創造性の程度は高く、モバイル端末のスマート化に対し大きな推進力を与えたことと認定したことは妥当である。

特許法65条1項に「特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該特許の使用許諾料の倍数に応じて確定する。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする」と規定されている。「最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」20条2項に「特許法65条に規定される権利侵害者が権利侵害によって得た利益は、当該権利侵害製品の市場販売総数に、権利侵害製品の単位ごとの合理的利益を乗じて得た額に基づいて計算することができる。権利侵害者が権利侵害により得た利益は、一般に権利侵害者の営業利益により計算し、完全に権利侵害を業とする権利侵害者に対しては、販売利益により計算することができる」と規定されている。前記規定に基づき、・・・（略）・・・**原審裁判所が情状酌量した上確定した8000万元の賠償金が合理である。さらに指摘すべきなのは、この賠償計算方式も依然として権利侵害者が権利侵害によ**

て取得した利益によって確定されるものであるため、法定賠償額（※専利法65条2項で定める賠償額）ではなく、原審裁判所が適用した法律条文が誤り、是正すべきである。

判決結論：①原審判決を維持すると共に、書き漏らした侵害製品SM-J7108を追加修正する、②サムスン3社の控訴請求を棄却する、③訴訟費用444300元がサムスン3社で負担する。

検討

1 端末表示処理方法の特許権について、端末ユーザの操作が権利侵害に成らず、端末製造者が特許方法を利用して権利侵害製品を製造する行動で権利侵害になると認定された。

2 賠償額の確定において、①権利者が権利侵害によって被った実際の損失に応じて確定する、②実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定する、③権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該特許の使用許諾料の倍数に応じて確定する、④上記のいずれも困難である場合、人民法院は特許権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1万元以上100万元以下の賠償を認定することができる、又は⑤権利者、侵害者が専利侵害に係る賠償額又は賠償額の計算方法を法に基づいて取り決められる、との五つのステップで特定することができる。

実務上の指針

1 現在中国の司法実務上、特許権者に対する保護を強める傾向がある。

2 特許権者側としては、相当する損害賠償を得るために、訴訟を提起する前に、賠償証拠の調査及び収集を十分に行うべきであろう。

3 高額な賠償金を求める場合、①特許権の価値及び技術発展への貢献が大きい、②権利侵害者が主観的悪意を持っている、③権利侵害製品が多い、④経営規模が大きい、⑤権利侵害期間が継続的長期である等の面から証拠を収集することが重要であろう。

4 賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする規定があるので、弁護士費用などの領収書を保管して提出すべきである。

以上